

**平成26年度
税制改正に関する要望**

平成25年6月

一般社団法人 全国建設業協会

平成26年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一

平素は建設業界に対し、一方ならぬご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年度、政権交代後に公共事業を柱とする15ヶ月予算が生まれ、また国土強靱化法案に関する審議も始まるなど、国民の安全・安心な生活を守るという建設業界の役割が徐々に見直されつつありますが、これらの施策は、建設産業の健全な発展に向けて明るい兆しだと、大変心強く感じております。

しかしながら一方では、長年にわたる公共事業予算の削減、受注競争の激化等により地域建設業の経営は圧迫され、その影響は建設業界の後継者問題や若年者の入職不足などにも及び、建設業界を取り巻く環境は依然として厳しさが続いております。

以前から私ども建設業界は、大地震や頻繁に発生する集中豪雨などの災害時には、真っ先に現場に駆け付け、最前線で応急処置や復旧活動を行って参りました。

また、平時においても河川・道路清掃や防犯パトロール等、地域社会に対して様々な社会貢献活動を行うなど、国民の安全・安心な生活基盤を確保するために大きな役割を担ってきました。

このような重要な役割を果たすためには、建設企業が健全で安定した経営を続ける必要があります、税制上の措置は大変重要な問題のひとつであります。

また、本会として毎年要望しておりました工事請負契約書に係る印紙税について、昨年度に特例措置の延長や負担軽減の大幅な措置を決定頂いたことは、大変ありがたく感謝しております。しかし印紙税については、多重課税でありかつ中小建設企業には今後も負担となることもあり、本会としては将来的な廃止等も視野に入れ注視していかなければならない課題だと思っております。

今般、各都道府県建設業協会から標記について取りまとめましたので、ここに平成26年度の税制改正に関する要望をいたします。何卒実現に向け、ご検討頂きますようお願い申し上げます。

要望事項 目次

I 経営改善に関する税制改正要望

1. 貸倒引当金の繰入限度額の引き上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 中小企業者等が機械を取得した場合の特別償却及び法人税額に係る特別控除の拡充・・・1
及び適用期限の延長
3. 中小企業者等に対する少額減価償却資産の取得に係る損金算入特例の適用期限の延長・・・1
4. 中小企業者等の交際費等の損金不算入制度の特例の適用期限の延長・・・・・・・・・・・・・・2
5. 中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付の適用期限の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・2

II 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における・・・・・・・・・・3
「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化
2. 工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・3

I 経営改善に関する税制改正要望

1. 貸倒引当金の繰入限度額の引き上げ

会社更正、民事再生、破産による配当率は著しく低いことから、個別評価金銭債権の不良債権処理に係る貸倒引当金の繰入率については、現行の形式基準を70%～80%程度まで引き上げていただきたい。

また、中小企業者などに特例として認められている一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の法定繰入率に関して、建設業者・不動産業者の倒産が他産業と比較すると高い状況を鑑み、建設業においても製造業と同様に法定繰入率を1000分の8に引き上げていただきたい。

2. 中小企業者等が機械を取得した場合の特別償却及び法人税額に係る特別控除の拡充及び適用期限の延長

近年、自然災害が全国各地で多発しており、道路・河川や鉄道、住宅などに甚大な被害をもたらしている。特に建設業界は、地方自治体等と災害協定を締結しており、災害発生時に地元の中小建設企業が機械類を保有していなければ、迅速な応急復旧活動が困難となり、国民の安心・安全な暮らしが守れなくなる恐れがある。今後、建設業においては、災害時の迅速な応急復旧や自然災害に備えた対応が求められることが増えると予想されるため、更なる設備投資が効果的となるような税制上の措置の拡大を図っていただきたい。

3. 中小企業者等に対する少額減価償却資産の取得に係る損金算入特例の適用期限の延長

中小建設企業においては、事務作業が未だに手作業が中心であり、業界の近代化には電算化などの合理化が不可欠である。

また、中小建設企業の設備投資促進及び事務の簡素化に資するものであるため、適用期限の延長をしていただきたい。

4. 中小企業者等の交際費等の損金不算入制度の特例の適用期限の延長

近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への配慮により発生する工事原価であるが、一定の基準に基づかない支払いなどは、損金算入が認められない交際費などと認定される場合が少なくないため、中小企業者等が支出する800万円以下の交際費について全額損金算入が可能となるよう適用期限を延長していただきたい。

5. 中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付の適用期限の延長

中小企業者等の経営は経営基盤が脆弱であり金融不安や景気動向に左右されることや、金融円滑化法の期限が到来したことなどの事由により、建設企業の資金繰りなどに影響が生じる恐れがあることから、欠損金の繰戻し還付制度を永続的に適用していただきたい。

Ⅱ 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化

建設現場における現場事務所は、常設的な店舗や事務所と違い、工事期間内に一時的に設置される仮設のもので、建設現場ごとに随時設置しており、これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べ建設業に著しく不利な税制となっております。建設現場における仮設現場事務所については、設置期間が1年以下のものを課税対象から除外していただきたい。

また、申告・納付を行う際の手続きについて、法人地方税は制度が複雑で、特に建設業は多数の道府県・市町村ごとに申告・納付手続きが必要なことから、事務負担が大きく過度の負担となっているため、本店所在地での一括申告・納付などによる簡素化を図っていただきたい。

2. 工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化

近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への配慮により発生する工事原価であるが、一定の基準に基づかない支払いなどは、交際費などと認定され、損金算入が認められないことが多い。また、工事を円滑に施工するための必要経費であり、交際費課税の趣旨である「事業関係者と親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることの支出」とは明らかに異なる費用である。

つきましては、近隣対策費として認められる必要経費及び損金不算入となる支出の区分が明確となるような措置を講じていただきたい。